

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定医の指定	
根拠法令・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成２６年厚生労働省令第１２１号）第１５条第１項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	診断又は治療に５年以上（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次に掲げる区分のいずれかに該当するものを、その申請に基づき、当該区分に応じ、指定医として指定する。 １ 難病指定医 次のいずれかに該当する者であって、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの ・厚生労働大臣が認める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。 ・市長が行う研修を修了していること。 ２ 協力難病指定医 市長が行う研修を修了しているものであって、かつ、診断書（支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る。）を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの	
標準処理期間	標準処理期間	３０日程度
	標準処理期間を設定できない理由	